

茨城県農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要領

制定	令和3年3月31日付け産振第881号
改正	令和4年1月13日付け産振第561号
改正	令和4年12月21日付け産振第589号
改正	令和6年1月12日付け産振第686号
改正	令和7年1月8日付け産振第707号
改正	令和8年2月4日付け農技第947号

第1 趣旨

園芸産地における事業継続強化対策の実施に当たっては、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）及び園芸産地における事業継続強化対策実施要領（令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）に定めるところのほか、本要領によるものとする。

第2 事業の内容等

本事業では、県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」（以下「推進計画」という。）に基づき、非常時の対応能力向上に向けて、次の1及び2に掲げる取組を実施するものとする。

1 園芸産地における事業継続計画の検討、策定及び見直し、非常時の協力体制の整備

事業継続計画の策定及び見直しの推進に向けた講習会の開催やマニュアルの策定や、事業継続計画の策定及び見直しに係る検討会の開催、非常時の協力体制（従業員の融通）の構築に係る取組

2 園芸産地における事業継続計画の実践

(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証

被災時に早急に復旧させるための自力施工技術の研修会の開催及び自力施工マニュアルの策定、研修（外部）の受講による技能習得並びに災害による被害が生じた後に協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証の取組

(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策

台風・大雪等によるハウスへの被害を軽減するため、産地ごとの耐候性基準を満たすために必要な、既存ハウスの保守管理及び補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪装置の設置、非常用電源の導入等の取組

第3 事業実施主体等

本事業の取組内容、補助率、補助要件、取組主体及び助成対象団体は、別表に定めるとおりとする。

第4 補助対象経費

1 本事業において補助対象とする経費は、第2の取組を行うために直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費とする。また、その経理に当たっては、国実施要領の別表の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

(1) 園芸産地における事業継続計画の検討、策定及び見直し、非常時の協力体制の整備

第2の1の取組に直接必要な備品費、会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等とする。

(2) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証

第2の2(1)の取組に直接必要な備品費、会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、研修費、資料購入費、消耗品費、資材費、役務費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等とする。

(3) 既存ハウスの補強等の被害防止対策

第2の2(2)の取組に直接必要な通信運搬費、借上費、消耗品費、資材費、役務費、機械設備費、旅費、委託費、雑役務費等とする。

2 次の(1)から(4)までに掲げる経費は、補助対象としない。

(1) 経費の根拠が不明確な取組又は履行を確認できない取組に係る経費

(2) 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

(3) 施設用地の整地や改良などの整備費

(4) 施設等の撤去費(第2の2(1)災害復旧の実証を除く)

第5 事業の実施期間及び目標年度

1 本事業の実施期間は、交付決定の日から令和12年度末までとする。

2 本事業の目標年度は、令和12年度とする。

第6 事業の実施手続

1 園芸産地における事業継続計画(案)の作成

(1) 第2の1及び2に掲げる取組を行おうとする助成対象団体は、事業実施

地区の住所地等の市町村農政主管課等に事前に相談のうえ、「園芸産地における事業継続計画（案）」を作成し、当該市町村に提出するものとする。

- (2) 「園芸産地における事業継続計画（案）」には、非常時の対応能力向上に向けて、想定する災害と内容、災害発生前後における農業経営に与える影響と取組内容、事業継続に向けた維持管理、令和12年度までの具体的な取組内容等を盛り込むものとする。
- (3) (1)において、事業実施地区の範囲が複数の市町村に及ぶ助成対象団体は、原則、主たる事業を実施する市町村に「園芸産地における事業継続計画（案）」を提出するものとする。
- (4) 市町村は、(3)で提出のあった「園芸産地における事業継続計画（案）」を取りまとめ、事業の申請前までに取組主体としての「園芸産地における事業継続計画（案）」を作成する。

2 事業実施計画の作成等

- (1) 市町村は、取組主体として別記様式第1号により産地事業計画（以下「産地計画」という。）を作成し、所管の農林事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。産地計画には、「園芸産地における事業継続計画（案）」を添付するほか、第2の2(2)の取組を行う場合にあっては、別記様式第1号別添（別紙1）により、助成対象となるハウス及び当該ハウスの利用者又は所有者（以下「助成対象者」という。）、補強等の具体的内容等を定めた補強等計画書を添付するとともに、非常用電源の導入を行う場合にあっては、別記様式第1号別添（別紙2）により非常用電源共同利用計画書を添付するものとする。さらに、農業機械等のリース導入を行う場合にあっては、別紙様式第1号別添（別紙3）により農業機械等リース計画書を添付するものとする。
- (2) 所長は、市町村より提出された、産地計画について補助要件、成果目標、採択基準等に照らし、産地計画が適正と認められるときは、知事に進達するものとする。
- (3) 市町村を除く取組主体は、2の(1)に準じて産地計画を作成し、原則、事業を実施する市町村を経由し、所長に提出するものとする。

なお、事業実施地区の範囲が複数の農林事務所の管轄に及ぶ場合にあっては、直接、知事に提出できるものとする。
- (4) 知事は、(2)及び(3)により提出された産地計画の内容を審査し、補助要件、成果目標、採択基準等のほか、県の推進計画に照らし適正と認めた場合は、当該産地計画の内容及び県自らが主体となって取り組む内容を盛り込んだ県事業計画（以下「県計画」という。）を作成し、別記様式第2号により関東農政局長に提出するものとする。また、取組主体が策定

した「園芸産地における事業継続計画（案）」も併せて提出するものとする。

- (5) 産地計画及び県計画については、年度ごとに作成するものとし、毎年度、当該計画について、(1) から (4) の手続を行うものとする。

3 環境負荷低減のクロスコンプライアンスの実施

- (1) 取組主体である市町村並びに助成対象者は、次に掲げる産地計画中の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックするとともに、市町村はこれらの当該チェックシートを産地計画に付して所長へ提出するものとする。

ア 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）（別記様式第1号（参考様式5））

イ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）（別記様式第1号（参考様式6））

- (2) 所長は、市町村より提出された当該チェックシートについて、内容が適正と認められるときは、知事に進達するものとする。

- (3) 市町村を除く取組主体並びに助成対象者は、3の(1)に準じ、当該チェックシートを作成するとともに、当該取組主体は、原則、事業を実施する市町村を経由し所長に提出するものとする。

なお、事業実施地区の範囲が複数の農林事務所の管轄に及ぶ場合にあっては、直接、知事に提出できるものとする。

- (4) 知事は、(2)及び(3)により提出された当該チェックシートを収集し、事業実施計画とともに関東農政局長に提出する。

なお、取組主体が複数の場合、知事は取組主体全員の当該チェックシートを収集したうえで、別記様式第1号（参考様式7）により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リストを作成し、関東農政局長に提出するとともに、当該チェックシートを保管することで、当該チェックシートの提出に代えることができる。

- (5) 取組主体である市町村並びに助成対象者は、(1)から(3)の手続きに準じて、事業実施年度の翌年度に実施状況を当該チェックシートにチェックし、事業実施状況の報告時に知事まで提出すること。知事は、(4)の手続きに準じて事業実施年度の翌年度の9月末までに国へ提出するものとする。

なお、GAP 認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを市町村を経由し所長まで提出することで(1)から(4)の手続きを省略することができる。対象となるGAP認証は、以下のaからcまでのとおりとする。

- a JGAP (農産・畜産)
- b ASIAGAP
- c GLOBALG. A. P.

4 事業実施計画の承認等

(1) 知事は、国実施要領第7の5の(3)に基づき、県計画が承認された場合は、国実施要領第7の5の(4)に基づき産地計画を承認し、所長又は取組主体に通知するものとする。

(2) 所長は、(1)の承認について、取組主体に対し、通知するものとする。

(3) 取組主体は、承認を受けた産地計画について、次に定める重要な変更を行おうとする場合には、変更する内容を明らかにした産地計画を2の(1)から(3)に準じて知事に提出するものとし、知事は、(4)の承認に基づき、これを承認するものとする。

ア 経費の配分の変更

イ 事業の中止又は廃止

ウ 取組主体の変更

エ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

オ 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

(4) 知事は、取組主体が(3)のアからオまでに定める重要な変更を行おうとする場合又は承認を受けた県計画について次に定める重要な変更を行おうとする場合には、変更する内容を明らかにした県計画を関東農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。

ア 経費の配分の変更

イ 事業の中止又は廃止

ウ 取組主体の変更

エ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

オ 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

5 事業の着工等

(1) 取組主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着工又は着手(以下「着工等」という。)を行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、取組主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、取組主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、取組主体は、あらかじめ知事の適正な指導を受けた上で、交付決定前着手届を別記様式第3号により、第6の2の(1)又は(3)で産地計画を提出した所長又は知事(以下「所長等」という。)に提出するものとする。
- (3) 所長等は、(1)のただし書きによる着工等については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう取組主体を指導するほか、着工等後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 取組主体は、別記様式第4号により、産地計画の事業の実施状況を事業実施年度の翌年度の7月15日までに、所長等に報告するものとする。この際、事業の実施によって策定された「園芸産地における事業継続計画」を提出するものとする。
- 2 所長は、事業の実施年度の翌年度から目標年度までの間、1によって受けた報告を取りまとめ、知事に報告するものとする。
- 3 知事は、2の報告を取りまとめ、県が取組主体となっている事業の実施状況と併せて、別記様式第5号により、県計画の事業の実施状況及び「園芸産地における事業継続計画」を事業実施年度の翌年度の8月末日までに関東農政局長に報告するものとする。
- 4 関東農政局長は、3の報告の内容を検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、知事に対して必要な指導を行うものとする。
- 5 知事は、4の指導を受けた場合は、取組主体に対して必要な指導を行うものとする。

第8 事業の評価等

- 1 取組主体は、目標年度の翌年度において、産地における成果目標の達成状況について別記様式第6号別添により産地自己評価シートを作成し、変更する場合にあっては、「園芸産地における事業継続計画」と併せて、目標年度の翌年度の7月15日までに、所長等に報告するものとする。
- 2 所長は、1により受けた報告を取りまとめ知事に報告するものとする。
- 3 知事は、2の報告を取りまとめ、県が取組主体となっている事業の成果目標の達成状況と併せて、県計画で定めた成果目標の達成状況を評価する県自己評価シートを作成し、当該事業で県を除く取組主体が策定した全ての

「園芸産地における事業継続計画」を併せて、別記様式第7号により、目標年度の翌年度の8月末日までに関東農政局長へ報告するものとする。

第9 事業の実施基準

- 1 本事業の取組主体は、参考様式4による申出書により、「園芸産地における事業継続計画」を実践するために、非常時の対応能力向上に向けた必要な協力体制を整備することを確認できるものに限ることとする。
- 2 第2の2(2)の取組の助成対象となるハウスは、助成対象者からの申出書により、助成対象者が今後10年以上利用する意思があることを確認できるものに限ることとする。
- 3 第2の2(2)の取組を行う場合にあつては、助成対象者は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月24日閣議決定)及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)において、同内容の取組を実施していない場合に限るものとする。
- 4 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとしなければならない。
- 5 事業実施主体等は、本事業の趣旨を踏まえ、マニュアルや技術講習会資料等の成果物について、可能な限り広く公表及び普及に努めるものとし、公表された成果物については第三者の使用を妨げないものとする。
- 6 第2の2(2)の取組において、農業機械等をリース導入する場合は、次に掲げる事項について、留意することとする。
 - (1) 農業機械等のリース期間は、第5に定める事業実施期間(年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。)以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)以内とする。
 - (2) リースによる導入に対する助成額(以下「リース料助成額」という。については、次の算式によるものとする。
$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格(税抜)」} \times \text{助成率} (1/2 \text{以内})$$
ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出

した値のいずれか小さい方とする。

$$\begin{aligned} \text{「リース料助成額」} &= \text{「リース物件購入価格（税抜）」} \times \left(\frac{\text{「リース期間」}}{\text{「法定耐用年数」}} \right) \times \text{助成率（1／2以内）} \\ \text{「リース料助成額」} &= \left(\text{「リース物件購入価格（税抜）」} - \text{「残存価格」} \right) \times \\ &\quad \text{助成率（1／2以内）} \end{aligned}$$

7 第2の2(2)の取組を行う場合にあつては、助成対象者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、当該ハウスの保守管理に取り組むとともに、天災等により被災した際に円滑な補修及び再取得が可能となるよう、当該ハウス及び本事業で購入する機械設備を対象として、次のいずれかに確実に加入するものとする。

(1) 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下同じ。）に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）

(2) 民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）

8 第2の2(2)の取組を行う場合にあつては、助成対象者は、非常時に事業を継続する観点から、農業保険法に基づく収入保険（以下「収入保険」という。）への積極的な加入に努めるものとする。

9 第2の1の取組を実施する場合にあつては、取組主体は、講習会の受講者等に対し、収入保険や園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等への積極的な加入を促すものとする。

10 本事業により導入した機械設備については、本事業名等を表示するものとする。

11 第2の2(2)の取組において導入する非常用電源は、取組主体内の複数の助成対象者で共同利用される場合に限るものとする。

12 第2の2(2)の取組を行う場合にあつては、助成対象者の個々の経営体においても、事業継続計画を策定することとする。

13 第2の2(2)の取組のうちハウス本体に直接補強を施す場合にあつては、参考様式8により、風速36m/s以上に耐えることができる強度を有するような補強対策を実施するものとする。

第10 助成措置

知事は、予算の範囲内において本事業の実施に必要な経費について補助金を交付するものとする。

第 11 不正行為等に対する措置

知事は、取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、取組主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、知事は、取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、関東農政局長に報告するものとする。

第 12 管理運営

本事業により補助金を受けて購入した機械設備のうち 1 件当たりの取得金額が 50 万円以上(税抜)のものについては、耐用年数が経過するまでは、取組主体又は助成対象者による善良なる管理者の注意をもって当該機械設備を管理するとともに、当該機械設備を別の者に使用させる場合には、事前に所長等を経由し、関東農政局長の承認を受けることとする。非常用電源を導入する場合にあっては、取組主体又は助成対象者は、管理利用規程及び管理台帳を整備し、それに基づく確実な管理運営を実施するものとする。

また、取組主体及び助成対象者は、本事業により補助金を受けて補強したハウス及び導入した機械設備を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

第 13 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」(平成 7 年 11 月 20 日付け 7 経第 1741 号農林水産事務次官依命通知)により厳正に行うものとする。

第 14 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和4年1月13日から施行する。
- 2 この通知による改正前の「茨城県農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要領」に基づき実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この改正は、令和4年12月21日から施行する。
- 2 この通知による改正前の「茨城県農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要領」に基づき実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この改正は、令和6年1月12日から施行する。
- 2 この通知による改正前の「茨城県農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要領」に基づき実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この改正は、令和7年1月8日から施行する。
- 2 この通知による改正前の「茨城県農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要領」に基づき実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この改正は、令和8年2月4日から施行する。
- 2 この通知による改正前の「茨城県農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要領」に基づき実施した事業については、なお従前の例によることとする。

別表

取組内容	補助率	補助要件	取組主体	助成対象団体
1 園芸産地における事業継続計画の検討、策定及び見直し、非常時の協力体制の整備	定額	<p>1 県が策定した園芸産地における事業継続推進計画に位置付けられた取組であり、産地ごとの耐候性基準を踏まえたものであること。</p> <p>2 県以外が取組主体となる場合は、2戸以上の農業者から構成されていること。</p>	<p>1 市町村</p> <p>2 特認団体</p>	<p>1 市町村</p> <p>2 公社</p> <p>3 農業者の組織する団体</p> <p>4 地域農業再生協議会等</p> <p>5 特認団体</p>
2 園芸産地における事業継続計画の実践				
(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証	定額	<p>1 県が策定した園芸産地における事業継続推進計画に位置付けられた取組であり、産地ごとの耐候性基準を踏まえたものであること。</p> <p>2 県以外が取組主体となる場合は、2戸以上の農業者から構成されていること。</p> <p>3 本取組を実施する場合には、取組内容の1の取組を実施すること。</p>	<p>1 市町村</p> <p>2 特認団体</p>	<p>1 市町村</p> <p>2 公社</p> <p>3 農業者の組織する団体</p> <p>4 地域農業再生協議会等</p> <p>5 特認団体</p>

<p>(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策</p>	<p>1/2以内</p>	<p>1 県が策定した園芸産地における事業継続推進計画に位置付けられた取組であり、産地ごとの耐候性基準を満たすものであること。</p> <p>2 2戸以上の農業者から構成されていること。</p> <p>3 本取組を実施する場合には、取組内容の1の取組を実施すること。</p> <p>4 補強等を行うハウスを対象として、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。</p> <p>5 助成対象者は、個々の経営体でも事業継続計画(農業版BCP)を策定すること。</p> <p>6 ハウス本体に直接補強を施す場合にあっては、風速36m/s以上に耐えることができるような補強対策を実施するものとする。</p>	<p>1 市町村 2 特認団体</p>	<p>1 市町村 2 公社 3 農業者の組織する団体 4 地域農業再生協議会等 5 特認団体</p>
-----------------------------	--------------	--	-------------------------	--

(注) 「取組主体」及び「助成対象団体」に掲げる各項目の定義は以下のとおりとする。

- ・「公社」とは、地方公共団体が出資している法人をいう。
- ・「農業者の組織する団体」とは、農業を営む個人又は法人の組織する代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。

- 「地域農業再生協議会等」とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいう。
 - ① 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 の（2）に定める地域農業再生協議会
 - ② 地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成 17 年 4 月 1 日付け経営第 8837 号農林水産省経営局長通知）第 1 の 3 に定める地域担い手育成総合支援協議会
 - ③ 「果樹産地構造改革計画について」（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林水産省生産局長通知）第 2 の 1 に定める産地協議会
- 「特認団体」とは、知事が事業目的に資するとして特に必要と認める団体かつ関東農政局長が事業目的に資するとして特に必要と認める団体をいう。